

令和4年度

厚岸町監査等計画

厚岸町監査委員

目 次

I	監査等基本計画	
1	基本方針	1
2	実施監査種別及び方針	2
3	執行上の留意点	3
4	研修等	4
II	監査等実施計画	
1	実施の基本方針	5
2	監査等の実施	5
	(別表1) 令和4年度監査等業務日程	8
	(別表2) 令和4年度監査等計画表	9

I 監査等基本計画

1 基本方針

本町の令和4年度予算編成方針では、人口減少対策や観光振興策を実施するほか、世界的に加速するカーボンニュートラル社会に向け、限られた財源を必要な取り組みに重点的に投資したうえで、将来に向けて健全で安定した財政運営を確保するため、これまで以上に徹底した歳出の見直しに取り組み、今後、既存の町民サービスを維持していくための経済的効果や効率的な執行の視点をもった予算編成が必要とされています。

これは、終息が見通せない新型コロナウイルス感染症の流行による経済への影響や記録的な不漁が続くサンマのほか、赤潮による水産物への被害が見込まれ、それによる町税等の減額が懸念されるほか、歳出では、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を行うほか、令和3年3月に指定された厚岸霧多布昆布森国定公園や、アフターコロナでの観光需要の高まりが想定されることから、そのニーズを取り込むための事業の実施や、老朽化している公共施設の維持・改修をはじめ、未使用施設の解体、病院事業会計への負担金など多額の財政負担が想定され、令和4年度に策定予定である中期財政計画（見直し）では令和9年度までに基金残高が枯渇する非常に厳しい財政状況が見込まれるというものです。

このような中、将来の厚岸町の姿を見据えた魅力あるまちづくりの施策を効率的に進めるため、全職員が町政の置かれた状況を深く認識することはもとより、社会情勢の変化による様々な行政課題に的確に対応し、部局横断的な連携を図りつつ、各自が創意工夫をもって全力で町政の推進に臨むとされているところです。

こうした状況を踏まえ、本年度の監査等に当たっては、「厚岸町監査基準」に基づき監査等を実施することとし、公正で合理的かつ能率的な町の行政運営とともに町民の信頼を確保するため、監査等に当たる姿勢を引き締めるとともに、決算や行政執行の現況における違法性、不当性の指摘はもとより、提言や指導を含め、本町における内部統制の適正執行に特に重点をおいて監査等を実施し、執行される各種事務事業が適切な規模、内容をもって効果的に運営され、その事業目的を達成できているかどうか、迅速な情報収集や定期監査を補完的にする随時の監査等による状況確認を踏まえながら、もって町行財政の適法性、効率性の増進に寄与するとともに町民の信頼と理解を得られるよう十分留意して各種監査等を実施してまいります。

2 実施監査種別及び方針

(1) 定期監査

会計年度期間中少なくとも1回以上期日を定めて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の事務や管理が適正かつ効率的、合理的に行われているかどうかを主眼として実施します。

必要に応じ、町の事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、施設等の維持管理が良好であるかどうかを実施します。

(2) 随時監査

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施します。

当面は「例月出納検査」において報告される契約締結や歳出執行された事務事業から抽出して、本年度実施する定期監査を補完するために契約事務処理確認や現地実査を随時的に対応します。

(3) 行政監査

町の事務及び執行機関の権限に属する法定受託事務の執行について、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、定期監査時及び必要に応じて適時に実施します。

(4) 財政援助団体等監査

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体及び公の施設の指定管理者などに対し、必要があると認めるとき、または町長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施します。

(5) 公金の収納又は支払い事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査及び町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

これらの監査については、当初では実施計画を持ちませんが、必要があると認めるとき、または請求・要求があったときに定期監査に準じて実施します。

(6) 例月出納検査

各会計の現金の出納について毎月の計数の正確性を検証するとともに、

検査当日の現金保管状況を検査します。

併せて、資金の運用状況など財政収支の動態を、主として計数面から把握し、各種監査の効率的な執行に活用します。

また、検査月における契約、歳出執行事業に係る情報をもとに、随時抽出して監査等の対応をします。

(7) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計

新公会計基準への対応状況を確認するとともに、決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用などの状況について適正かつ効率的に行われているかどうか審査します。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定及びその算定基礎書類について審査します。

イ 企業会計

決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態などについて審査するとともに、財政健全化法に基づく資金不足比率の算定及びその算定基礎書類について審査します。

また、年度当初には所管物品等のたな卸し検査を実施します。

(8) 基金運用状況審査

各基金について計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかどうかを「例月出納検査」時に併せて審査します。

3 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査の機能を、なお一層発揮するため、次の点に十分留意します。

- (1) 監査の実施に当たっては、事業の内容、過去の監査結果等を総合的に検討するとともに、監査対象事業に即した事前準備の充実を図ります。
- (2) 報告書文案の作成に当たっては、町民が内容を十分理解できるように、平易、簡潔な文章表現に十分留意するとともに、指摘の理由、根拠及び不適切支出などの金額を明確に示すように努めます。

4 研修等

監査委員及び事務局職員の資質の向上を図るとともに専門性を高めるため、全国、全道、管内の各レベルで開催される各種研修会等へ積極的に参加し研鑽に努めます。

II 監査等実施計画

1 実施の基本方針

監査等業務の実施に当たっては、事務事業の執行が法令例規等、議会の議決事項、予算等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に監査等を実施します。

なお、監査等事務の業務日程及び監査等計画表は、「別表1」及び「別表2」のとおりです。

2 監査等の実施

定期監査、決算審査、例月出納検査については、次のとおり実施します。

また、監査の実効性を確保するため、前年度における指摘事項の措置、てん末の追跡を強化することに努めます。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 監査の方法等

各課等から提出された保管文書及び指摘事項に係る改善措置状況報告のチェックにより、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最少で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかなどについて現地調査を含めた監査を行います。

イ 監査の実施時期（厚岸町監査委員監査規程第3条）

令和4年7月～11月

ウ 監査の重点

厚岸町監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号及び第2号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとするが、平成31年3月29日総行行第110号総務省自治行政局長通知による別添2「実施要領」のうちから適宜選択して行います。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続き、証拠を入手して実施します。

オ 報告及び公表等（厚岸町監査委員条例第3条第2項及び第4条）

監査終了後、速やかに報告書を作成し議会及び町長等への報告と公表を行う。公表は、厚岸町公告式条例に定める公布の例により、本庁舎及び湖南地区出張所の掲示板に掲示するとともに、町が行う補完措置に倣い写しを冊子に備え置き、かつ、町のホームページに掲載します。

なお、監査等の講評は、必要に応じて町理事者に対して行います。

- (2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）並びに健全化判断比率審査（財政健全化法第3条第1項）及び資金不足比率審査（同法第22条第1項）

ア 審査の方法等

新公会計基準への対応状況を確認するとともに、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証、予算の執行や事業等における経営が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを主眼として審査を行います。

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行います。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査については、それぞれの比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査を行います。

イ 審査の実施時期

- a 町税状況 令和4年7月上旬
- b 一般会計及び特別会計 令和4年7月中旬～8月下旬
- c 企業会計 令和4年7月中旬
- d 健全化判断比率 令和4年8月中旬～8月下旬

ウ 審査の重点

- a 一般会計及び特別会計

厚岸町監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第4号及び第7号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとするが、平成31年3月29日総行行第110号総務省自治行政局長通知による別添2「実施要領」のうちから適宜選択して行い、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令で定める様式を基準として作成されているか、決算書等の計数は正確か、会計別款別予算執行状況、違法又は不当な調定や支出はないか、決算に当たって煩雑な流用がされていないか、予算額に比して、多額の不用額を生じているものはないかなどについて審査します。

また、健全化判断比率の審査については、健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかについて審査します。

b 企業会計

上述 a のほか法令に定められたすべての決算書類が具備されているか、法令に準拠して作成されているか、決算額年度比較分析、比率分析などについて審査します。

また、資金不足比率の審査については、資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかについて審査します。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続き、証拠を入手して実施します。

オ 報告

審査終了後、速やかに意見書を作成し町長へ提出します。

なお、審査意見は、監査基準第16条の規定に基づき監査委員の合議によるものとしします。

(3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

ア 検査の方法等

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査し、現金残高を実査により確認します。

イ 検査の実施時期（厚岸町監査委員監査規程第2条）

a 一般会計及び特別会計 毎月15日

b 企業会計 毎月16日

※議会その他の都合で日程変更する場合は事前に調整します。

ウ 検査の重点

厚岸町監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第5号及び第6号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとし、現金出納に係る諸帳簿と証拠書類及び検査資料の突合などにより、計数の正確性の検証をし、各科目において前月に比較して異常な増減がないか、また、現金、預金、一時借入金残高の確認などについて実施します。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続き、証拠を入手して実施します。

オ 報告（地方自治法235条の2第3項）

検査終了後、速やかに報告書を作成し議会及び町長へ報告します。

(別表1)

令和4年度 監査等業務等日程

*実施月日については、議会等の日程により変更することがある。

(監査委員事務局)

月 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査					●各課定期監査資料要求 各課(局)・施設			●定期監査結果講評・報告・公表	●改善措置報告取りまとめ		●改善措置報告・公表	
(随時監査)		← 各課(局)等 →									●随時監査結果報告・公表	
決算審査・健全化指標審査	●企業会計たな卸し検査		●企業会計決算事前審査	●企業会計決算審査	●一般会計ほか決算審査	●企業・各会計決算審査意見書提出						
			←	●町税等決算審査	●健全化指標審査	●健全化指標審査意見書提出						
例月出納検査 *議会日程で調整	一特 15日 企業 18日	一特 16日 企業 17日	一特 15日* 企業 16日*	一特 15日 企業 19日	一特 15日 企業 16日	一特 15日* 企業 16日*	一特 17日 企業 18日	一特 21日 企業 22日	一特 15日* 企業 16日*	一特 16日 企業 17日	一特 15日 企業 16日	一特 15日* 企業 16日*
会議・研修会等 全監協・道監協・釧監協他	●釧監協事務局会議(白糠町) 下旬	●釧監協総会、研修会(未定) 下旬					●全監協研修会・道外視察研修(東京) 25~28日	●監査ゼミナール(札幌)15日 ●釧監協打合会議(札幌)15日 ●道監協監査委員・補助職員研修会(札幌)16~17日			●釧監協打合会議(札幌)20日 ●道監協定例大会(札幌)21日	
町議会			●第2回定例会(中下旬)			●第3回定例会(中旬)決算・健全化審査報告	●決算審査特別委員会		●第4回定例会(上旬)・定期監査結果報告			●第1回定例会(上旬~中旬)
その他	●監査計画公表(公開)	●監査委員実態調査(道監協)							●次年度予算要求	●当年度最終補正予算	●監査計画策定	●監査計画公表(庁内)

(別表2)

令和4年度 監査等計画表

* 実施月日については、議会等の日程により変更することがある。

(監査委員事務局)

実施月日等	監査等業務	業務等の内容	備考
令和4年 上旬	貯蔵品たな卸し検査	水道、病院事業在庫検査	下水道薬品舎
4月	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
	16日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
5月	下旬 釧監協事務局会議 (随時監査)	事務局長会議	(白糠町)
	上旬~ 例月出納検査	各課事務事業・指定管理者等	(通年随時)
	16日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
6月	17日 釧監協総会及び委員・職員研修会	R03年度決算及びR04年度事業計画・予算	(未定)
	上旬 企業会計決算事前審査	R03年度決算	
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有
7月	16日 町議会第2回定例会	*例月出納検査報告	*議会調整有
	上旬 町税等収入状況及び決算審査	税及び税外収入実績及び不納欠損処分等	
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
8月	19日 R03年度企業会計決算審査	水道事業会計・病院事業会計	
	中旬 R03年度各会計決算審査	一般会計及び特別会計決算書の審査	
	中旬 健全化指標説明聴取 決算審査、健全化指標審査	4指標積算内容の説明(総合政策課)	
9月	15日 例月出納検査	各課担当決算審査	
	16日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
	上旬 決算審査・健全化指標審査意見書	町議会第3回定例会上程予定	(町長あて)
10月	中旬 町議会第3回定例会	*例月出納検査報告 *各会計決算、健全化指標審査意見書	(代監口頭報告)
	中旬 R04年度定期監査(開始)	各課施設等	(別途日程調整)
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有
11月	16日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有
	17日 全国町村監査委員研修会	全国監査功労者表彰・監査委員研修会	東京都内
	25~28日 R03年度各会計決算審査特別委員会	決算特別委員会出席	(監査委員2名)
12月	上旬 R04年度定期監査(終了)	各課事務・施設等	(39箇所予定)
	15日 道監協主催の監査ゼミナール、監査委員及び職員研修会	監査ゼミナール、釧監協打合会議 監査委員・補助職員研修会	(札幌市)
	21日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
	22日 定期監査結果報告・公表	定期監査結果報告・講評及び公表	(町長、議長ほか)
令和5年 1月	上旬 町議会第4回定例会	*例月出納検査報告 *定期監査報告	
	上旬 (定期監査指摘、勧告事項改善措置通知等)	定期監査結果による指摘、勧告事項対応要求	
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有
2月	16日 R05年度予算要求	(科目: 監査委員費、事務局費)	*議会調整有
	17日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
	中旬 R04年度最終補正予算 (定期監査指摘、勧告事項改善措置状況集約)	定期監査結果による指摘、勧告事項の改善状況取りまとめ	
3月	2日 道監協第76回定例会・講演会等	釧監協打合会議・定例会・道監協表彰等	(札幌市)
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	
	16日 R05年度監査計画策定 (随時監査結果・改善措置状況報告)	計画調整(周知は4月) 随時監査結果・改善措置状況報告等の公表	
3月	上旬 町議会第1回定例会	*例月出納検査報告	
	15日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有
	16日 例月出納検査	一般会計、特別会計 企業会計(水道、病院)	*議会調整有